

**不動産投資信託証券における流動資産等の取扱いの見直し等のための
不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例等の一部改正新旧対照表**

目 次

| | (ページ) |
|---|-------|
| 1. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… | 1 |
| 2. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… | 2 |
| 3. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… | 4 |
| 4. 日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程 及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表…………… | 5 |

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この特例において「流動資産等」とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからリまで及び同項第4号ニに規定する資産（同項第1号リに規定する資産にあっては、<u>未収消費税に限る。</u>）並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成28年11月4日から施行する。</p> | <p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この特例において「流動資産等」とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホから<u>チ</u>まで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> |

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>4. 第4条（上場廃止日）関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の<u>（1）から（9）までに掲げる区分に従い、当該（1）から（9）までに定めるところによる。</u></p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）第2条第3項第1号（第2条の2第3項による場合を含む。）に該当する<u>上場外国株預託証券等（次の（8）の2に掲げる上場外国株信託受益証券を除く。）</u></p> <p><u>預託契約等が終了となる日の2日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の3日前の日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（8）の2 信託の併合により第2条第3項第1号（第2条の2第3項による場合を含む。）に該当する上場外国株信託受益証券</u></p> <p><u>信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日</u></p> <p>（9）前（1）から<u>（8）の2</u>までに掲げる上場株券以外の上場株券</p> <p>本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1か月を経過した日（本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間が経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算し</p> | <p>4. 第4条（上場廃止日）関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の<u>各号</u>に掲げる区分に従い、当該<u>各号</u>に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）第2条第3項第1号（第2条の2第3項による場合を含む。）に該当する<u>こととなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止の日を決定した日の翌日から当該預託契約等が終了となる日の5日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の6日前の日）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（9）前（1）から<u>（8）</u>に掲げる上場株券以外の上場株券</p> <p>本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、1か月を経過した日（本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間が経過する日までに、日本証券業協会が上場廃止後に当該株券がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として指定することを決定したとき又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を指定した日の翌日から起算し</p> |

て2か月を経過した日。)ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成28年11月4日から施行する。

て2か月を経過した日。)ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りではない。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>9. 上場廃止日の取扱い（不動産投信特例第13条関係）</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の<u>(1) から (8) までに掲げる銘柄の区分に従い、当該 (1) から (8) までに定めるところによる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>規約で定めた存続期間の満了となる日の<u>2日前の日</u>（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の<u>3日前の日</u>）。<u>ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第12条第2項第15号に該当する銘柄<u>(次の(4)の2に掲げる銘柄を除く。)</u></p> <p>投資信託契約が終了となる日の<u>2日前の日</u>（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>3日前の日</u>）。<u>ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4)の2 信託の併合により第12条第2項第15号に該当する銘柄</u></p> <p><u>信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成28年11月4日から施行する。</p> | <p>9. 上場廃止日の取扱い（不動産投信特例第13条関係）</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定める<u>ところによる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>規約で定めた存続期間の満了となる日の<u>3日前の日</u>（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の<u>4日前の日</u>）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第12条第2項第15号に該当する銘柄</p> <p>投資信託契約が終了となる日の<u>3日前の日</u>（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>4日前の日</u>）</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> |

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・
貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 <u>(次号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p>投資信託契約が終了となる日の <u>2日前</u>の日 (当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の <u>3日前</u>の日)。<u>ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1)の2 信託の併合により受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合</u></p> <p><u>信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成28年11月4日から施行する。</p> | <p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合</p> <p>投資信託契約が終了となる日の <u>3日前</u>の日 (当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の <u>4日前</u>の日)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |